

共同接種体制を構築した地域での費用請求について

- ・共同接種体制の構築地域ごとに色別で表しています。
- ・構築地域内の医療機関等が、当該地域内に住民票がある方へ接種した場合は、医療機関等から直接構成市町村への請求となります。

※その他地域では、医療機関等が所在する市町村分の請求は当該市町村に行ってください。

